

第4回長野県地方税制研究会 専門部会・県税検討ワーキンググループ合同会議 森林づくり県民税に対する意見要旨

平成24年2月23日(木)14時~16時

長野県庁西庁舎111号会議室

森林づくり県民税について

1 超過課税の目標・成果、増税の理由について

(1) 専門部会委員の意見

- 里山の間伐を際限なくやっていくことが森林税の目標ではない。当面の目標としては里山の間伐であるが、それと同時に、地域ごとに里山の手入れができるよう条件整備を進めて、将来的には里山を地域で自立的・継続的に手入れできる形にしていく、また、その人材を確保する、というのを目標に掲げるのはよいと思う。ただ、野生鳥獣対策が目標に入っている点は説明が難しい。

また、里山を何のために残していくのか、体制づくりだけではなく、間伐材をどう利用していくのか、ということを検討する必要があるのではないかと考える。

- 間伐しなければ水源涵養機能や保水機能が保たないというのは、言い方を変えれば、人災に対して人が手を加えなければならないということであり、前向きな目標ととらえることができない。地域で循環を作り出すような目標でないと、持続的な取組みというイメージが湧かない。
- 「何が得られたのか」ということと森林税を結びつけることができれば、例えばいつまで間伐をやるのかということに対する説明にもなる。

(2) 県税検討グループメンバー（県の職員）の意見

- 今後こうしたいという姿と必要性を説明してもらえれば、超過課税による森林税の継続も納得できるが、使途をもう少し具体的に示すべきと考える。
- 県内の都市部の人にとっては、山といっても思い浮かぶのは遠くの間伐であり、里山の整備といっても納得してもらえないかという、どんな資料を出しても難しいと思う。
- 超過課税はいつ終わるのか、いつ目標が達成されるのか、目標が達成されれば超過課税は終わるのかを示すべきと考える。
- 森林税は間伐が必要であるから導入する、という説明であったが、森林税を導入してまでやらなければならないことなのか、疑問に思う。

2 市町村への支援金及び県と市町村との役割について

(1) 専門部会委員の意見

- 里山の森林整備は基礎自治体の役割ではないと考える。特に林野行政の場合は、国の林野行政がほぼ崩壊状態であるため、都道府県が独自施策をやらざるを得なくなった。国と都道府県の関係でいえば、逆補完性のような状況。市町村がなぜ森林整備を担うのかといえば、里山の手入れというのは県が実施するより市町村が実施した方が効率的にできるということだと思っているので、それを明確に説明できればよい。実施主体としては市町村がふさわしいのだが、事業を進めていくべきだと考えているのが主に県であるならば、財源を確保して市町村に実施してもらうというのが当然ともいえる形。財源なくして市町村に事業をお願いしても、財源がないからできないという市町村が続出し、里山づくりが進まなくなる、県がそれを回避するためには、県が財源を確保して進めるしかない。

また、市町村が独自の超過課税を実施して主体性を持った場合には財政調整的な交付金を拠出するという仕組みを考えると、仮に市町村に増税の余地があったとしても、増税すれば交付金がもらえることとなり、現行の仕組みよりも悪質な県からのコントロールと捉えられないか。

- 里山整備を県の仕事と考える理由は、森林行政は基本的に国と都道府県が伝統的に取り組んでおり、便益が市町村に収まらないものであるため。特に長野県の場合、小規模市町村が多い。
- 交付金の形による市町村への支援について、特段問題とは思わない。市町村にも負担を求めよというのであれば、地域の市町村での上乗せ税収分を拠出してプールして、そこから里山整備にあてるという考え方もあるのではないかと考える。

(2) 県税検討グループメンバー（県の職員）の意見

- 財源や能力等を含めて逆比例するような配分の方がよいと思われるが、現行制度でも逆比例が成立していると考えられる。長野県内の人口約600人の村と人口約30万人の市では、森林税の税収に大きな差が生じているため、自動的に財源調整機能が働いていると考えられるのではないかと考える。森林整備の役割は、市町村も県も担うものであるが、財源調整としては交付金という方法が現実に即しているのではないかと考える。
- 市町村が独自で森林税を上乗せ課税とした場合、森林整備により得られる効果は広域的であるにもかかわらず、上乗せ課税する市町村の住民のみ負担が増加するというのは住民の理解は得られないのではないかと考える。行政の効果からすると、より広域化した方が納得を得られやすい。
- 森林整備は県と市町村のどちらが担うべきかと線を引きするのは難しいが、間伐という喫緊の課題に対して県と市町村が一体となって間伐を促進していくということであれば、県の目が行き届かないところについて市町村の要望をふまえて、市町村が同一の方向を向いて取り組んでいくのであればよいのではないかと考える。
- 里山の森林整備は、県と市町村どちらも取り組むべき事項で、県としては全体の旗振り役と財源の準備、市町村としては地域の実情を知っていることで実行部隊として活動してもらおう。何を基準に配分するのか、財源なのか、または事業規模や必要性なのか、が重要な問題。
- 森林政策に限らず、県全体をどのような方向に持っていくかというのが県の役割。そのために既存の財源でできないことがあるのであれば、財源を確保して取り組む必要がある。また、進める上で県だけでできないことは市町村にお願いしてやっていただくことも考えられる手法。市町村単独でやってもらったとしても、県全体として進めたい方向に沿わない可能性もある。それらをふまえると、県が財源を確保して市町村に事業を実施してもらおうということも必要。ただ、いつまでもこの形を続けるわけにはいかず、現在も意識醸成のための取組をしているところ。県民の意識を高めてこれからの取組を進め、最後は県の関与は不要というのが理想。

3 広域化、全国化について

(1) 専門部会委員の意見

- 現在、森林税を導入している各県ではそれぞれ課税の目的を掲げて課税しているが、全国化した場合にその根拠付けをどうするか。また、各県で具体的にどこから手を付けるのか考え方も違う中で全国化した場合、ある意味で復興増税の議論と似たような話になってしまう。
- 全国化は理念としては理解できるが、各都道府県の森林面積の大小もある中で、使途まで含めて全国化を検討するのは難しい。
- 政治的なスローガン、目立つ手段としてぶち上げるのはよいが、全国制度を仕組むのがなかなか難しい。なにが難しいかという、税金が県境を越えること。他県の山々のために長野県民が負担するという可能性もありうるという状況で、賛同する都道府県があるか。近隣の2、3県がまとまってやろうとしても、県境を税が越えることについて議会が許してくれるのか。

(2) 県税検討グループメンバー（県の職員）の意見

- 全国化できればよいとは思いますが、現時点で導入していない県もあるので、全県の理解を得るのは困難。その場合、県としての広域化という考え方も妥当ではないかと考える。また、近隣県での広域化の方が実現可能性は高いのではないかと考える。
- 近隣県の場合、各県が共有する山々、その森林整備に活用するとすれば、理解が得られやすいのではないかと考える。
- 全国化できればよいとは思いますが、すでに31の県がそれぞれ基準をもって実施しているので、基準を統一するのが難しい。また、国の補助金との関係では、森林税の対象を国が補助対象としていない使途に限定していれば、国も補助金を切れないのではないかと考える。
- 東京都や大阪府など、都市部の理解が得られるのであれば、全国化しても問題ない。
- 広域化できれば理想だが、実現できないから現在の形なのではないかと考える。県独自の施策を構築して、それが周りに波及するようなことができれば、おのずと動いていくのではないかと考える。